

高齢者向け給付金の申請受け付けを開始します

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28前半の個人消費の下支えにもつながるように、「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」が国から支給されます。本市で対象と思われる人には5月27日(金)から順次申請書を自宅宛てに送付し、5月30日(月)から受け付けを開始しますので、早めの申請をお願いします。

対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人(生年月日が昭和27年4月1日以前の人)

※平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

平成27年1月1日時点で佐世保市に住民票があり、平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

給付額

支給対象者1人につき30,000円

申請期間

5月30日(月)～9月2日(金)

※郵送の場合9月2日の消印有効。

受付時間

平日9時～16時

受付場所(郵送先)

〒857-0042 高砂町5-1

中央保健福祉センター 8階

臨時福祉給付金申請受付会場

※申請を郵送で行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、申請書と一緒に送付した「返信用封筒」で申し込んでください。

その他

- 配偶者の暴力を理由に本市に避難した後に住民登録ができていない人で、一定の要件に該当する場合は本市で申請ができます
- この給付金の支給について、国や県、市が銀行の現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることなどは絶対にありませんので、十分にご注意ください

☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

平成28年3月定例市議会

3月定例市議会は3月25日(金)に閉会し、平成28年度一般会計当初予算案など73議案が可決・承認等されました。

主な条例・議案

- 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件
子どもの福祉医療費の助成対象を未就学児までから小・中学生までに拡大するもの
☎子ども支援課 ☎24-1111
- 包括外部監査契約の件
中核市移行に伴い、平成28年度から地方自治法の規定により行う包括外部監査について契約を締結するもの
☎総務課 ☎24-1111

市役所の組織が一部変わりました

業務の見直しなどにより、4月1日から市役所の組織の一部が変わりました。

新設

- 中核市移行に伴う社会福祉施設・サービス等の指定・許認可・指導監査について円滑な事務執行を図るため保健福祉部「指導監査課」を新設

再編

- 観光物産振興局と農水商工部を再編
観光商工部
商工物産課、観光課、ふるさと納税推進課、競輪事務所
農林水産部
農業畜産課、有害鳥獣対策室、農林整備課、水産課、水産センター、卸売市場、水産市場

- 市民生活部の市民生活課、市民協働推進室、交通安全・防犯推進室を再編
コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課(防犯・援護係、交通安全対策係、消費生活・市民相談係)

統合

- 宇久行政センター住民課の総務係と住民福祉係を住民係に統合

☎行財政改革推進局 ☎24-1111

市職員採用試験の実施

試験日 6月26日(日) 試験会場 長崎国際大学 受付期間 5月2日(月)～31日(火)

試験案内、申込書の配布場所

市役所玄関案内・職員課、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター

※市ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定数	受験資格
事務職大学A(卒業見込み者対象)	15人程度	学校教育法による4年制大学またはこれと同等と認められる学校を来年3月までに卒業見込みの人
事務職大学B(既卒者対象)	15人程度	昭和61年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学またはこれと同等と認められる学校を卒業している人
土木(大学)	7人	昭和61年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人
電気(大学)	1人	
水産(大学)	2人	
化学(大学)	1人	
建築	1人	次の要件のいずれかを満たす人 ・昭和61年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ・昭和52年4月2日以降に生まれ、一級建築士の資格を有する人で、建築分野における計画・設計または工事監理について民間企業等での実務経験が通算して8年以上ある人
獣医師	1人	次の要件のいずれかを満たす人 ・昭和55年4月2日以降に生まれ、獣医師免許を持つ人か、来年5月までに免許取得見込みの人 ・昭和51年4月2日以降に生まれ、公衆衛生従事の経験があり、獣医師免許を持つ人
薬剤師	1人	昭和52年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を持つ人か、来年5月までに免許取得見込みの人

☎職員課 ☎24-1111

選定療養費の料金改定

平成28年度の国の診療報酬改定により、医療機関の機能分担を推進するため、紹介状なしに一般病棟500床以上の地域医療支援病院を受診する場合には、初診時または再診時に定額料金を負担していただくことが義務化されました。総合医療センターでは、この制度に基づき、4月1日から、次のとおり料金改定を行いましたので、ご理解とご協力をお願いします。

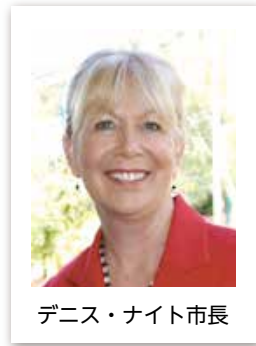
初診時選定療養費(紹介状を持たずに初診で受診する場合に、医療費の他に別途負担していただく費用)
2700円→5400円

再診時選定療養費(総合医療センターが他の医療機関に対して文書で紹介を行った後も、引き続き総合医療センターを受診する場合に、医療費の他に別途負担していただく費用)
新規 2700円

時間外選定療養費(紹介状を持たずに時間外に受診する場合に、医療費の他に別途負担していただく費用)
4320円→5400円

※緊急性を要する患者などは対象外になります。

☎総合医療センター ☎24・1515



デニス・ナイト市長

コフスハーバー市 デニス・ナイト市長からメッセージ

佐世保は特別なまちです。佐世保を通じ多くの日本文化を学ぶことができました

本市と交流を行っている海外姉妹都市等は8都市1港あります。今回は1988(昭和63)年に姉妹都市を提携したオーストラリア・コフスハーバー市のデニス・ナイト市長に本市の印象などを伺いました。

佐世保市にどのような印象をお持ちですか

もちろん大好きな都市です。平成26年に訪問しましたが、佐世保には、とてもリラックスできて、慌ただしく時間に追われない生活スタイルがあります。それをうらやましく思いました。また、市民の皆さんがとても親しく接してくれたことをよく覚えています。

貴市の紹介をお願いします

人口約7万4000人の美しいまちです。オーストラリアの東海岸で、シドニーとブリスベンの中に位置しています。山と海が近く、緑豊かな山を下りると、すぐ雄大な太平洋の海岸線が広がっています。



コフスハーバー市

姉妹都市を提携して28周年を迎えますが、交流などについてどんな感想をお持ちですか

特に青少年交流については、両市ともうまく運営されていると思います。両市の生徒たちが知識や経験を共有し、お互いの文化の本質を十分に理解できるようになっている点が素晴らしいと思います。

両市発展のため、今後どのような交流が必要だと思いますか

佐世保市とコフスハーバー市のように遠く離れた都市同士の付き合いは難しいところもあります。しかし、交流に熱心な人たちが工夫することで、距離の問題は克服できると思います。

佐世保市民へのメッセージをお願いします

一昨年、私が佐世保市を訪問しました際は、同行した夫がJR佐世

保駅で心臓発作を起こしてしまうというアクシデントに見舞われ、大変な思いをしました。しかし、駅で懸命に救命措置をしてくださった皆さまや市立総合病院の関係者の皆さまのおかげで、夫は幸運にも早く回復することができました。本当にありがとうございました。

夫が入院している間、病院で過ごす以外の時間は、朝長市長に同行したり、時には私一人で外出したりして、多くの皆さんと出会うことができました。佐世保は素晴らしいまちで、皆さんはとても友好的でした。

佐世保は私にとって特別なまちです。前回は初めての日本訪問だったのですが、佐世保を通じ、多くの日本文化を学ぶことができました。



(左)豊かな自然に恵まれたコフスハーバーの市街地(上)野生のカンガルーに会える絶景のエメラルドビーチ

国際政策課 ☎24-1111

屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物(屋外に表示する看板、貼り紙、のぼり旗など)は適切に管理しないと、まち並みや自然の景観が損なわれたり、人々に危害を及ぼす恐れがあったりするため、表示するルールを定めています。

屋外広告物の表示は原則として許可が必要で、自分の建物や敷地内でも許可が必要な場合もあります。昨年度まで県が行っていましたが、本年度から本市が許可を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

屋外広告物のルール

- 禁止広告物=老朽化したものや壊れそうな広告物などは表示できません
- 禁止区域=原則として表示できない地域があります
- 禁止物件=電柱やガードレールなどには表示できないものがあります
- 個別基準=表示場所や種類で面積や高さの制限があります
- 登録業者=表示するときは県または市の登録業者への依頼が必要です

まち整備課 ☎24-1111

アルコール依存症

アルコールは百薬の長ともいわれますが、「時間に関係なく飲酒し飲む量をコントロールできない」「お酒の量を増やさないと酔わない」などの症状が出始めると「アルコール依存症」が疑われます。依存症になると、アルコール中心の生活になってしまい、家庭や仕事など、多くのものを失ってしまう事例も数多く報告されています。近年はストレスなどで高齢者や若い女性のアルコール依存症が急増しており、注意が必要です。

家族が依存症になった場合は、身内だけで解決しようとせず、まず行政機関や専門機関などに相談することが大切です。障がい福祉課では、アルコール依存症の相談や自助グループ「断酒会」の紹介などを行っています。断酒会では同じ悩みを持つ人同士が集まり、体験談の語り合いなどを行いますが、継続的に参加することで精神的な支えとなり、断酒を長続きさせる助けにもなります。アルコール依存症でお悩みの場合はまずはご相談ください。

障がい福祉課 ☎24-1111

佐世保市産業支援センターがリニューアルオープン

佐世保市産業支援センターは産業の振興・発展を推進するため、市内でビジネスを行っている人や創業を目指す人などを支援するための市の施設です。本年2月に万津町から松浦町に移転し、商工会議所や金融機関などが近くなり、大変便利になりました。2人の産業コーディネータが窓口相談、企業訪問を行い、経営や創業に関する課題解決のお手伝いをしますので、お気軽にご利用ください。

所在地 松浦町5-1(☎24-6051)

業務時間 平日9時~17時(相談受付は16時30分まで)

相談料 無料

商工物産課 ☎24-1111

マイナンバーカード受け取りのための休日窓口をご利用ください

本市では「マイナンバー(個人番号)カード」を交付するに当たり、お渡しする準備ができた人へ「交付通知書」を送付してお知らせしていますが、平日に来庁できない人などへの対応のため、下記の日程で休日窓口を開設します。当日は下記の対象者に限定して「マイナンバーカード」と「通知カード」をお渡ししますので、対象となる人はどうぞご利用ください。

開庁日時 5月22日(日)9時~17時

場所 市役所1階戸籍住民課横イベントホール

受け取りができる人

区分	対象者
マイナンバーカード	交付通知書が届いている人で、本庁管内に住所のある人(交付場所が「佐世保市役所戸籍住民課」となっている人)
通知カード	通知カードを受け取っていない人

受け取りに必要なもの(詳しくはお尋ねください)

区分	必要なもの
マイナンバーカード	交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ) ※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上必要です。 ※住所の記載された身分証は住所が最新になっているものが必要です。
通知カード	運転免許証などの本人確認書類

戸籍住民課 ☎24-1111